

市会議案第16号

吹田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月20日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 澤田 直己

## 吹田市条例第 号

### 吹田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

吹田市議会委員会条例（昭和38年吹田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第22条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条第1項の規定によりあらかじめ」に改める。

第25条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第26条第3項中「第23条から前条まで」を「前3条」に改める。

第27条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「議長」を「、議長」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

吹田市議会委員会条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(公聴会開催の手續)</p> <p>第20条 -----略-----</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聞こうとする案件</u>その他必要な事項を公示する。 (意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第21条 -----略-----</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第22条 公聴会においてその意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>あらかじめ文書</u>で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第26条 } 2 } -----略-----</p>	<p>(公聴会開催の手續)</p> <p>第20条 -----略-----</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴こうとする案件</u>その他必要な事項を公示する。 (意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第21条 -----略-----</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条において同じ。)</u>を使用する方法により行うことができる。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第22条 公聴会においてその意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条第1項の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から</u>、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(代理人又は文書等による意見の陳述)</p> <p>第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見</u>を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第26条 } 2 } -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>3 参考人については、<u>第23条から前条までの規定を準用する。</u>            (記録)</p> <p>第27条 -----略-----</p> <p>2 <u>前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>前2項の記録は議長が保管する。</u></p>	<p>3 参考人については、<u>前3条の規定を準用する。</u>            (記録)</p> <p>第27条 -----略-----</p> <p>2 <u>前項の記録は、議長が保管する。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</u></p>